

補助金等適正化チェックシート

※継続的に補助金等を交付している団体が複数ある場合は、団体ごとにシートを記入してください。

補助金等の名称	長久手市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金	担当部課	くらし文化部安心安全課
---------	----------------------	------	-------------

基本情報	支出根拠	補助要綱	有	長久手市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付要綱				
		根拠法令等	無					
	総合計画	基本目標	4 誰もがいきいきと安心して暮らせるまち-生活			会計区分	一般会計	
		政策	4-1 住み慣れた場所で安心して暮らすことができる地域づくり			予算区分	2-1-13 防犯費	
		施策	4-1-3 交通安全・防犯の推進			中事業名	防犯対策事業	
	補助制度開始年度	令和3 年度	制度終了(予定)年度	令和7 年度	細節名称	補助金		
	交付先(団体名)又は対象者	市内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81条)により記録されている者で、当該年度に満65歳以上となる者			交付年数【※】	通算		
	会員数【※】		年 月 日現在		会費【※】			
	他団体への交付【※】				制度の周知方法【※】			
	ガイドラインの適用	適用(予定)	令和5年度					
		例外規定	無し					
	最新年度の補助内容	補助対象経費	消耗品費					
補助対象事業費の総額		500,000円	補助金額	250,000円	事業全体の補助率	50%		
特記事項		1世帯につき1台						

補助金等の目的・内容・効果	目的	(市民生活の維持・向上に資するものか) 特殊詐欺対策電話機等の普及を促進し、高齢者の特殊詐欺被害の未然防止を図ることを目的とする						
	内容	(団体向け補助の場合は補助対象となる活動内容について、個人向け補助の場合は制度概要について記入) 65歳以上の高齢者世帯が特殊詐欺対策電話機等を購入した際に費用の一部を補助する。 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、5,000円を上限とし、100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。						
	事業費補助の実績 (団体の主な活動の実績) ※今年度は予定	R2年度実績(2020)	R3年度実績(2021)		R4年度実績(2022)		R5年度予定(2023)	
			11件		21件		50件	
	補助対象事業費	208,825円		459,930円		500,000円		
	補助金額	53,400円		102,100円		予算額	250,000円	
	財源	国及び県					125,000円	
		市(一般財源)	53,400円		102,100円		125,000円	
		その他						
	補助金等の効果 ※今年度は予定	特殊詐欺による被害の軽減に資する		特殊詐欺による被害の軽減に資する		特殊詐欺による被害の軽減に資する		
今後の方向性・担当部署の自由意見	当補助金の要綱は令和8年3月31日をもって効力を失う。							

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

確認の視点		チェック	左記のチェック内容とした理由	
公益性	補助事業（事業の内容）が、市の施策（総合計画）と整合性が図られているか	○	高齢者が安心して暮らせるまちを目指し、犯罪被害者の減少に資する	
	効果が幅広く市民生活の維持・向上に不可欠なものか	○		
	市民ニーズは認められるか	○		
有効性・妥当性	補助金額に見合った効果があがっているか	○	特殊詐欺対策電話機を設置した世帯では、特殊詐欺による被害が大幅に減少している	
	社会情勢の変化により補助効果が薄れていないか	○		
	少額または申請件数の少ない補助金について継続していく必要があるか	○		
	直近3年間の成果（効果）状況が維持又は向上しているか	○		
	会計処理・実績報告が正確に行われているか【※】			
	補助対象経費	公金で補助することが妥当か	○	
		補助率や補助金額（補助対象経費や補助額の設定）は妥当か	○	
		経費の用途は明確か	○	
		基準を逸脱して補助していないか	○	
		運営費的な内容の補助により、補助対象が曖昧になっていないか【※】		
補助金額を超える繰越金の発生はないか【※】				
市の施策的課題の解決につながるものか	○	犯罪による被害の未然防止により、犯罪被害者の減少に繋がっている		
社会情勢、他の自治体の取組状況を踏まえて実施が適切か	○			
補完性・公平性・透明性・他	市民や団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○		
	委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が適切か【※】			
	補助金を交付する目的が達成されたにもかかわらず、同一対象者に長期間にわたり補助金を支出していないか	○		
	補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか（特権的な恩恵を与えていないか）	○		
	同様の活動を行っていれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか【※】			
	補助金の概要、要綱等がホームページなどに掲載されているか	○		
	事業の実施状況（実情）の確認、監査等が適切に実施されているか【※】			
補助事業に類似する事業がある場合に、統合の可能性を検討しているか	○			
総合評価	担当課の評価	評価理由、見直す場合はその内容		
	A	当補助金の要綱は令和8年3月31日をもって効力を失う。		

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。